

相続の放棄をする場合の留意点 ～相続税の取扱い～ その3

相続の放棄があった場合の相続税の取扱いについて解説し、相続の放棄による相続税のデメリットなどを確認することとします。

1. 相続税の計算

① 基礎控除額

相続税の基礎控除額は、(3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数) で計算されます。この場合の法定相続人の数は、相続の放棄をした人がいても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数をいいます。

② 相続税の総額

課税価格の合計額から基礎控除額を差し引いた金額が課税遺産総額となります。相続税の総額は、課税遺産総額を、各法定相続人が民法に定める法定相続分に従って取得したものとして、各法定相続人の取得金額を計算し、各法定相続人ごとの取得金額に税率を乗じて相続税の総額の基となる税額を算出します。その算出税額を合計して相続税の総額を計算します。

この場合の法定相続人は、相続の放棄をした人がいても、その放棄がなかったものとした場合の相続人とされます。

2. 相続税額の2割加算

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった孫（直系卑属）を含みます。）及び配偶者以外の人である場合には、その人の相続税額にその相続税額の2割に相当する金額が加算されます。しかし、被相続人の養子となっている被相続人の孫は、被相続人の子が相続開始前に死亡したときや相続権を失ったためその孫が代襲して相続人となっているときを除き、相続税額の2割加算の対象となります（相法18②）。一方、配偶者や一親等の血族が相続の放棄をしても相続税額の2割加算の対象とはなりません（相基通18-1）。

3. 配偶者の税額軽減

配偶者に対する相続税額の軽減の規定は、配偶者が相続を放棄した場合であっても配偶者が遺贈により取得した財産があるときは、適用があります（相基通19の2-3）。

4. 未成年者控除・障害者控除

① 未成年者控除

未成年者控除が受けられるのは、①相続や遺贈で財産を取得したときに日本国内に住所がある人など、②相続や遺贈で財産を取得したときに20歳未満である人、及び③相続や遺贈で財産を取得した人が法定相続人（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人）であること、とされています。

② 障害者控除

障害者控除は、相続人が85歳未満の障害者のときで、①相続や遺贈で財産を取得した時に日本国内に住所がある人、②相続や遺贈で財産を取得した時に障害者である人、及び③相続や遺贈で財産を取得した人が法定相続人（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人）であることの場合に、相続税の額から一定の金額を差し引くことができます。

以上のことから、相続の放棄の有無は未成年者控除及び障害者控除の取扱いにおいては影響がないこととなります。

5. 相次相続控除等

相次相続控除は、今回の相続開始前10年以内に被相続人が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得し相続税が課されていた場合には、その被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人の相続税額から、一定の金額を控除することができる制度です。

相次相続控除の適用対象者は、相続人に限定されていますので、相続の放棄をした人がたとえ遺贈により財産を取得しても、この制度は適用されません。

このほか、生命保険金や退職手当金等を相続を放棄した者が取得した場合には、非課税規定は適用されません。

6. 債務及び葬式費用

相続の放棄をしても、例えば、死亡保険金は受取人固有の財産として相続を放棄した人でも受取ることができます。その場合、相続を放棄した者が現実に被相続人の葬式費用を負担したときにおいては、当該負担額は、その者の遺贈によって取得した財産の価額から債務控除しても差し支えないものとする（相基通13-1）としています。

しかし、葬式費用以外の債務に関しては相続放棄を行っているため、遺贈により取得した財産から控除することはできません。

（文責：山本和義）